

令和3年3月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月5日(金) 午後1時30分から午後2時7分
- 2 開催場所 庁舎2-6会議室
- 3 出席委員

1番 野方俊彦	3番 下村啓子
4番 古賀義博	5番 西村新二
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
- 4 欠席委員

2番 本村教昭	6番 松尾正人
---------	---------
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
  - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
  - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
  - 第5号議案 別段面積の検討について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	庶務係長 森川 幸代
-----------	------------

## 7 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和3年3月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございました。 今般の全国農業新聞の中に、農業は人の命をつくる仕事ということで、大体なことを書いてありましたけど、本当にそうだなと思って見たところでございます。毎日3食の中に農業生産物がどこの家庭にも上がっていない日はないのじゃないかなというふうに感じました。 今日は議題がたくさんございますので、皆さん方の御協力の下にスムーズに進行していけるようによろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございました。 本日は、2番本村委員と6番松尾委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は12名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和3年3月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名させていただきます。 3番下村委員、4番古賀委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は、三日月町社地区にある主要地方道佐賀外環状線東の農地で、申請理由は譲受人への贈与となっております。 以上でございます。
事務局	
議長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定いたしました。
事務局	次に、申請番号2について、事務局より説明をお願いいたします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は5ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)  
この案件の場所は、牛津町両新村地区にある、うしづふれあいグリーンパーク付近の農地で、申請理由は譲受人の規模拡大でございます。

議 長

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は5件、継続審議の1件の計6件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は9ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、主要地方道小城富士線西の小城町布施ヶ里地区にある小柳酒造西の農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は既存水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件につきましては私が事前調査をしておりますので、調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的等については、事務局より報告のあったとおりでございます。

調査事項を報告いたします。

イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は水路放流する計画で、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

以上でございます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればよろしくお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送

事務局

付いたします。

次に、申請番号2について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は14ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は、主要地方道小城富士線北の小城町三間寺地区にある、ひらまつ病院北の農地で、転用目的は建売分譲住宅1区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後、道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は、合併浄化槽で処理後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件につきましても私のほうが事前調査をいたしておりますので、調査結果を報告いたします。

先ほども申しましたように、譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の報告のとおりでございます。

申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することは困難であり、やむを得ないと判断できる。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽で処理する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

その他、西側の入り口のほかに周りが住宅になっておりますので、許可をお願いしたいと思っております。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号3について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

資料は21ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は、主要地方道佐賀外環状線北の三日月町今市地区にある佐賀市との市境付近の農地で、転用目的は農業用施設でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地である第1種農地ですが、農業用施設への転用であるため、許可し得る

議 長	ものと判断しております。
9 番	<p>以上でございます。</p> <p>この案件につきましては9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局から報告のとおりでございます。</p> <p>調査事項について、申請目的及び位置の検討について、長崎自動車道佐賀大和インターチェンジに近く、高速道路を利用した運送に適しており、申請地を選定した理由は適当である。</p> <p>計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p> <p>実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的等に転用されることは確実である。</p> <p>被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側水路に排水、雨水は東側水路へ排水されるので、周辺農地への影響は少ないと考えられる。</p> <p>その他、特記事項について、令和3年1月18日、説明を受けています。</p> <p>令和3年3月5日、農業委員、高塚です。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、申請番号4について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>資料は28ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は、国道203号東の三日月町戊地区にある中島クリーニング東の農地で、転用目的は共同住宅1棟でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>し尿処理及び生活雑排水は、下水道に接続し排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。</p>
議 長	以上でございます。
13番	<p>この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p> <p>事前調査報告をいたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地については事務局より説明があったとおりです。</p> <p>調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討について、住宅街の一角でもあり、選定した理由は適当であると思われま</p>

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断できます。  
ハ、実現確実性については、早急に転用、実現されることは確実であると判断しました。

ニ、被害防除施設・用排水の検討については、し尿及び生活雑排水は下水道に接続し、また、雨水排水は南側側溝へ放流され、周辺への影響は少ないと思います。

その他の特記事項については、特にありませんでした。

令和3年3月5日、中村です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号5について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号5について説明をいたします。

資料は34ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所は、市道松尾村中線沿いの小城町松尾地区にある松尾集落センター南付近にある農地で、転用目的は建売分譲住宅12区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は、合併浄化槽で処理後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件につきましては私のほうが事前調査をいたしておりますので、御報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的等につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

調査事項としまして、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

その他の特記事項については、別にありませんでした。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

事務局

議 長

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、令和3年2月農業委員会からの継続審議案件について、事務局より説明をお願いいたします。

継続審議案件について説明をいたします。

資料は45ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、継続審議について事務局より説明)

この案件の場所は、主要地方道佐賀外環状線沿いの小城町吉田地区にあり、三日月町織島のグリーンコスモクラブ西の農地で、転用目的は共同住宅10棟、58世帯でございます。

この申請に関しまして、令和3年3月2日に申請代理人から事業計画の変更を検討するため農地転用申請を取り下げるとの連絡がありましたので、御報告をいたします。

以上でございます。

ただいまの報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号45まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は4ページから9ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が23件、利用権の再設定が22件、合計で45件、総面積は30万9,947平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号45までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は10ページを御覧ください。

所有権移転について、本日の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

議長

事務局

議長

事務局



議 長	<p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は11ページを御覧ください。</p> <p>本日の審議件数は貸付希望が2件でございます。</p> <p>資料は56ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について、事務局より議案の説明をお願いいたします。申請番号2について説明をいたします。申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第5号議案 別段面積の検討についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。議案書は12ページを御覧ください。別段面積の検討について説明をいたします。資料は76ページからとなります。</p> <p>農地の売買・贈与等には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要となります。その許可要件の一つに、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可することができないとする下限面積、佐賀県の場合は50アールが定められております。北海道が2ヘクタールで、都府県が50アールというふうに定められております。</p> <p>平成21年に農地法が改正・施行されたことに伴い、毎年、別段面積の設定または修正の必要性を検討することとなっております。50アールについても、農地法第3条第2項第5号では「(農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積)」とすることができると規定をされております。</p> <p>資料は77ページを御覧ください。</p> <p>別段面積を設定する場合の要件といたしまして、農地法施行規則第17条第1項第3号に「設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること。」、また、農地法施行規則第17条第2項第1号に「当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。」と規定をされております。</p> <p>次に、資料の78ページを御覧ください。</p> <p>農林業センサス2015の経営耕地面積規模別経営体数調査では、50アール未満の農地を耕作されている農家数が全農家の25.1%であり、50アール未満の農地を耕作されている農家数の割合は低いものと判断できるため、別段面積を設定する必要がない、現状から変更する必要がないものと考えております。</p> <p>また、先ほど説明をいたしました「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要</p>
事務局	

議 長	<p>がある農地」として、空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱を制定し、別段面積は0.01アールと設定をしておりますので、現状から変更する必要がないものと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、別段面積は原案のとおり決定しました。</p> <p>ほかに皆さんから何かございましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いをいたします。</p>
事務局	<p>次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日の件について、3月25日木曜日の午後1時30分から西館2-6会議室、この会議室にお集まりをいただきたいと思っております。</p> <p>4月定例農業委員会の日時、場所ですが、4月5日月曜日、午後1時30分から、これまで行っておりました西館大会議室となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、以上をもちまして3月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員